

新しい被保険者証は若草色です

# 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、生活保護受給の人を除く75歳以上のすべての人が被保険者です。後期高齢者医療制度の被保険者になると、それまで加入していた公的医療保険（国民健康保険・会社の健康保険など）から脱退することになります。65歳以上で\*一定の障がいがあり、申請により広域連合の認定を受けた人も加入できます。

- \*一定の障がい
  - 国民年金法などにおける障害年金1級、2級
  - 身体障害者手帳1級～3級、4級の部（音声、言語、下肢の1号、3号、4号に関する障がい）
  - 療育手帳のA1、A2
  - 精神障害者保健福祉手帳の1級、2級

## 被保険者証が変わります

7月中旬に新しい被保険者証（若草色）を簡易書留で郵送します。届いたら、負担割合を確認してください。

現在の被保険者証（ピンク色）は、

8月1日(出)以降使用できませんので、保険年金課または各支所住民福祉課の窓口へ返却するか、自分で責任を持って破棄してください。

## 限度額適用認定証などの

### 交付について

入院するときや高額な外来診療を受けるときは、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関などの窓口へ提示することで、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯の人は入院時の食事も減額されます。

認定証の交付には申請が必要ですので、保険年金課へお問い合わせください。

※現在交付を受けている人で、所得区分に変更がない場合は、7月下旬に認定証を郵送します。

### 【対象者】

- 限度額適用認定証：住民税課税所得145万円～689万円の被保険者・同じ世帯に属する被保険者
- 限度額適用・標準負担額減額認定証：世帯全員が住民税非課税の被保険者

## 保険料をご確認ください

7月中旬に保険料額と納付方法を通知します。



## 保険料の計算方法

保険料額は、被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その人の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。今年度の保険料の計算方法は次のとおりです。

均等割額  
44,589円

+

所得割額  
(総所得金額\* - 33万円)  
× 8.99%

=

年間保険料額  
(賦課限度額 64万円)

### \*総所得金額等

- 令和元年中の各収入から必要経費（公的年金控除額や給与控除額等）を差し引いた所得の合計額。申告分離課税の所得金額や山林所得金額を含みますが、退職所得は含みません。
- 遺族年金や障害年金は収入に含みません。
- 各種所得控除（社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除等）は適用されません。

## 保険料の軽減措置

○所得の低い世帯への軽減

### ◆均等割額の軽減

同一世帯の後期高齢者医療被保険者及び世帯主の総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
33万円以下	7.75割	10,032円
33万円以下であって被保険者全員の年金収入が80万円以下 (その他各種所得がない)	7割	13,376円
(33万円+被保険者数×28.5万円)以下	5割	22,294円
(33万円+被保険者数×52万円)以下	2割	35,671円

※世帯は4月1日時点(年度途中で資格取得した人は資格取得日)の状況で判定します。  
 ※65歳以上の人の年金所得は、通常の公的年金控除以外に15万円を控除し計算します。  
 ※事業専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得の特別控除は適用されません。

○後期高齢者医療制度に加入する日に被用者保険の被扶養者であった人への軽減

所得割は賦課されません。均等割額は資格取得から2年間のみ5割軽減されます。(軽減割合が7.75割または7割に該当する場合は、そちらが適用されます。)該当する人には軽減措置を行った後の保険料額を通知しますが、軽減されていない場合は、保険年金課へお問い合わせください。

※被用者保険：協会けんぽや企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合など

## 保険料の納め方

保険料の納付方法は、原則、年金からの天引き(特別徴収)です。ただし、年金の受給額が年額18万円未満の場合や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が年金の1回あたりの支給額の2分の1を超える場合は、納付書または口座振替での納付(普通徴収)となります。

年度途中で75歳になる人は資格取得後半年から1年間は納付書払いで、その後年金からの天引きに自動的に切り替わります。

昨年度と納付方法が変わる場合がありますので、必ず自分の納付方法を

を確認してください。

### 【特別徴収の場合】

年間保険料額の決定通知書を送付しますので、10月・12月・2月の天引き予定額を確認してください。なお、納付方法を年金天引きから口座振替に変更できます。希望する人は申請してください。

### 【普通徴収の場合】

年間保険料額の決定通知書と納付書を送付します。

○保険料は納期限内に納めましょう  
 納期限を過ぎて納付がない場合は督促状を送付します。

○納付書払いから口座振替に変更できます

□口座振替の手続きをすると納め忘れがなく便利です。□口座振替を希望する金融機関で手続きをしてください。  
 75歳になる前まで国民健康保険税が口座振替でも、後期高齢者医療保険料へは□座情報は引き継ぎませんので、改めて□座振替の手続きが必要ですよ。

## 保険料の減免・徴収猶予

災害にあったときや、生活困窮により保険料の納付が困難な人は、申請することにより、保険料の減免や徴収猶予の措置を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる世帯の人は保険料の減免の対象となる場合がありますので、保険年金課へお問い合わせください。

## 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給

勤務先から給与の支払いを受けている人が新型コロナウイルス感染症に感染または感染を疑われる理由で仕事を休んだことにより、その間の給与が支払われなかった時は、傷病手当金を支給しますので、ご相談ください。



### 【問い合わせ】

○三重県後期高齢者医療広域連合事業課

☎059・221・6883 / 6884

○保険年金課

☎22・9660 FAX 26・0151 ☐hoken@city.iga.lg.jp